

3月27日付「ハノイ市人民委員会公文書第1047/UBND-KGVX号」の概要

【概要】

●3月28日から4月15日までの間、1つの部屋に20人以上集う会議・行事及び職場・学校・病院の外部での10人以上の集合を制限する。また、公共の場では2m以上の間隔を確保し、商業サービス店舗の活動を一時休止する。

ただし、以下の施設・サービスは一時休止の対象から除く。

- ・総合スーパーマーケット（娯楽施設、店内飲食コーナーは休止）
- ・ショッピングセンター（同施設内の総合スーパーマーケット、オフィス、病院を含む。）
- ・コンビニエンスストア（店内飲食コーナーは休止。）
- ・雑貨店、花屋、青果店
- ・農産物、医薬品の流通チェーン、診療サービス、銀行、ガソリン・石油・ガス取扱店

●オンラインショッピング、配達サービスの利用を励行。接触する機会がある場合には、マスクを着用し消毒をする。

●4月15日までの間、公共バスの運行を停止。タクシー、レンタカーについては、エアコン使用せず、窓を全開にして、運転手及び乗客ともにマスクを着用し、乗車前後に消毒する。

●学校、職業訓練施設については、どんな形であっても学生の登校を禁止。

●入国者に対する医療申告、健康状態の把握。

注：罰則については、首相指示（3月27日首相指示第15/CT-TTg号）と同じ書き振りで、特段詳細な言及はありません。

【ハノイ市人民委員会公文書（原文）】

<https://hanoi.gov.vn/chidaodieuhanh/-/hn/t0gZB5w6V7Wh/2807/2835774/quyet-liet-thuc-hien-ot-cao-iem-phong-chong-dich-benh-covid-19.html?jsessionid=0zsP8uuutRLGu2jTNZfRCfWh.app2>